

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 交通安全・消費生活課

事業概要

細事業名		性犯罪・性暴力被害者支援事業費				区分	新規
施策		212	男女共同参画の社会づくり				
基本事業		21204	性別に基づく暴力等への取組				
		目標項目		25年度実績値		27年度目標値	
		「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数		18か所		24か所	
選択・集中		—					
重点化施策		—					
根拠（法令等）		第3次男女共同参画基本計画（国） 犯罪被害者等基本法 第2次犯罪被害者等基本計画（国）					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	予算額	/				11,902	
	決算額	/					
事業の目的		国の調査結果（平成24年度）からも、自らの意思に反した性的な暴力によって著しく権利が侵害されるだけでなく、その後も心身ともに深く傷つき、また、社会からの孤立を余儀なくされている女性や子どもが少なくない状況がうかがわれ、また、このような被害者は、警察への被害申告はもとより、誰にも相談を出来かねる現状にあることから、被害に遭った女性が安心して相談し、総合的な支援を受けられる体制を整備します。					
事業目標		本人の希望や同意に応じ、「緊急避妊などの産婦人科的処置」や「心理相談」、「法律相談」などの総合的な支援を関係機関・団体等と連携して被害発生後速やかに行うことにより、被害者の早期の心身の健康の回復を図るワンストップ支援センターの整備を進めます。					
前年度からの変更点							
事業の必要性と期待される効果		<p>性犯罪・性暴力被害者は、心身に大きなダメージを受けているにもかかわらず、その多くは被害に遭ったことを誰にも相談できずにいます。また、何とか相談しようとしても、必要な支援を受けるまでに、いくつもの機関に足を運び、そのたびに自分の身に起こったことを説明し、その過程で傷ついたりし、結局、何の支援も受けられないことも少なくありません。（内閣府の資料より）</p> <p>一方で、性的な被害にあったにもかかわらず、女性の相談員での対応や初期産婦人科的処置等の支援を行う、被害者が相談しやすい窓口がないのが三重県の現状となっています。</p>					

このため、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援体制を構築し、被害発生後速やかに支援を実施することで被害者の負担を軽減し、早期の心身の健康の回復をはかります。

取組詳細

取組概要

三重県の地理的、社会的状況に対応し、既存の社会的資源を有効に活用した、性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援体制を整備することによって、「産婦人科処置」や、「相談・カウンセリング等の心理的支援」、「法的支援」などを総合的に実施し、性被害発生後の急性期から必要な支援を提供していきます。

取組内容等

(1) 性犯罪・性暴力被害者支援

【当初予算額（うち県費額）】11,902千円（11,902千円）

被害者が相談しやすいよう女性の相談員が対応する窓口を設置し、各地域の協力病院と連携した初期の産婦人科的処置等を行うとともに、関係機関・団体等と連携した「心理相談」「法律相談」などの総合的支援を可能な限り1カ所で行うワンストップの支援体制を構築します。

- ① 性犯罪や性暴力被害の専門的な相談対応を行う女性の相談員を配置し、安心して相談できる窓口をつくります。
- ② 早期に心身の健康の回復を図れるよう、被害発生後の急性期（概ね2週間以内）に、警察への被害届の有無にかかわらず、性感染症検査や緊急避妊などの初期産婦人科的処置等が実施できる体制を、三重県産婦人科医会と三重県医師会と連携して構築していきます。
- ③ 被害者のニーズに対応し司法相談などの支援を行うほか、児童相談や女性相談などを行う機関・団体等へのスムーズな引継、紹介などを行います。
- ④ 女性の権利を擁護し、女性が安心して活躍できる社会づくりを進めるため、制度の周知を図るとともに、関係機関等と連携して、女性に対する暴力をなくす広報啓発を進めます。